

公益財団法人熊本県移植医療推進財団定款

令和6年6月28日 一部改訂

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人熊本県移植医療推進財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を熊本県熊本市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）の趣旨にのっとり、アイバンク事業及び移植医療の普及推進に関する事業を行い、視覚障害者及び臓器不全患者の機能回復に資するとともに、目と臓器に関する保健衛生の知識の普及啓発を図り、もって県民の健康及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 眼球提供希望者の募集に関する事業
- (2) 眼球移植希望者の調査及び相談に関する事業
- (3) 角膜及び強膜のあっせんに関する事業
- (4) 臓器移植希望者の組織適合検査等の助成
- (5) 移植医療に関する知識の普及啓発に関する事業
- (6) 移植医療に関する調査及び研究並びに助成
- (7) 前6号のほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、熊本県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10 条 この法人に評議員 10 名以上 20 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 179 条から第 195 条までの規定に基づき、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合は、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次の団体において職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(評議員の任期)

第12 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第13 条 評議員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うための費用を弁償することができる。

第 5 章 評議員会

(構成)

第14 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事並びに監事並びに評議員の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びに財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 4 月から 6 月までの間に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第18 条 評議員会に評議員長を置き、評議員の互選により選任する。

2 評議員長は、評議員会を議長として主宰する。

3 評議員長に事故があるときは、あらかじめその指名する評議員がその職務を代理する。

(決議)

第19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議及び報告の省略)

第20 条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることでできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示したときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

2 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

3 前2項に定めるもののほか、評議員会の決議及び報告の省略に関する事項は、法令の定めるところによる。

(議事録)

第21 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちからその評議員会において選出された議事録署名人2名がこれに記名押印するものとする。

第6章 役員

(役員の設置)

第22 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上15名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事、1名を専務理事とする。
- 3 前項の専務理事をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第23 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 代表理事及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第26 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事及び監事の任期は、それぞれ前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任に

より退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第27 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- （1） 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- （2） 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第28 条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める費用の弁償の基準に従って算定した額を、その職務を行うための費用として弁償することができる。

第7章 理事会

（構成）

第29 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第30 条 理事会は、次の職務を行う。

- （1） この法人の業務執行の決定
- （2） 理事の職務の執行の監督
- （3） 代表理事及び専務理事の選定及び解職
- （4） 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項その他必要な事項の決定
- （5） 規則及び規定の制定、変更及び廃止に関する事項

（開催）

第31 条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会とする。

- 2 定時理事会は、毎年度4月から6月までの間に1回開催する。
- 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - （1） 代表理事が必要と認めたとき。
 - （2） 代表理事以外の理事若しくは監事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

（招集）

第32 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第33 条 理事会は、代表理事が議長として主宰する。

(決議)

第34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議及び報告の省略)

第35 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、第24条第4項に規定する理事の職務の執行状況の報告については適用しない。

3 前2項の定めるもののほか、理事会の決議及び報告の省略に関する事項は、法令の定めるところによる。

(議事録)

第36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印しなければならない。

第8章 移植推進委員会

(移植推進委員会)

第37 条 この法人に、理事会の諮る事業計画の企画、立案及び調査研究等を行うため、移植推進委員会を置く。

2 移植推進委員会は、代表理事の諮問に応じて必要な都度開催する。

(委員)

第38 条 移植推進委員会は、移植推進委員をもって構成する。

2 移植推進委員は、代表理事が委嘱する。

3 委員長及び副委員長は、移植推進委員会において互選する。

4 移植推進委員には、第26条の規定を準用する。この場合において、「役員」とあるのは「移植推進委員」と読み替えるものとする。

第9章 事務局及び賛助会員

(事務局)

第39 条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員の任免は、理事会の承認を得て代表理事が行う。

4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により代表理事が別に定める。

(賛助会費)

第40 条 この法人に、この法人の事業を賛助する賛助会員をおくことができる。

2 賛助会員は、代表理事が定める賛助会費を納入するものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第42 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第43 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第44 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第45 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106 条第1 項に定める公益財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106 条第1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益財団法人の設立の登記を行ったときは、第6 条の規定にかかわらず、特例民法法人の解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、公益財団法人の設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は福田 稠、専務理事は今村 均とする。
- 4 財団法人熊本県角膜・腎臓バンク協会の寄付行為は、附則第2 項に規定する解散の登記の日に廃止する。

附則

この定款は、令和6 年6 月2 8 日から施行する。

別表 基本財産（第5 条関係）

財産種別	場所・物量等
定期預金	1 1 8, 3 3 1, 0 0 0 円
国債	1 7 0, 2 8 2, 0 0 0 円